

香川県条例第18号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（農業改良資金特別会計）</p> <p>第3条 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第11条第1項の規定により適用する場合を含む。）による農業者等及び認定中小企業者に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付事業、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による農地保有合理化法人に対する農地保有合理化事業に要する費用に充てる資金の貸付事業並びに青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、農業改良資金特別会計を設置する。</p>	<p>（農業改良資金特別会計）</p> <p>第3条 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の規定による農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付事業、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による農地保有合理化法人に対する農地保有合理化事業に要する費用に充てる資金の貸付事業並びに青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、農業改良資金特別会計を設置する。</p>
<p>（林業・木材産業改善資金特別会計）</p> <p>第11条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第1項の規定により適用する場合を含む。）による林業従事者等及び認定中小企業者に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付事業の経理を明確にするため、林業・木材産業改善資金特別会計を設置する。</p>	<p>（林業・木材産業改善資金特別会計）</p> <p>第11条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）の規定による林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付事業の経理を明確にするため、林業・木材産業改善資金特別会計を設置する。</p>
<p>（沿岸漁業改善資金特別会計）</p> <p>第12条 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第1項の規定により適用する場合を含む。）による沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者に対する経営等改善資金並びに沿岸漁業従事者等に対する生活改</p>	<p>（沿岸漁業改善資金特別会計）</p> <p>第12条 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の規定による沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付事業の経理を明確にするため、沿岸漁業改善資金特別会計を設置する。</p>

善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付事業の経理を明確にするため、
沿岸漁業改善資金特別会計を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。